

鳥取市高校生等通学費助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市高校生等通学費助成事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、公共交通の利用促進と併せ、就学期の子どもを抱える世帯の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等を図ることで、子どもたちが通学費用を理由に希望する学びを諦めることがないように支援するとともに、鳥取市における定住の維持及び移住の促進並びに公共交通機関の維持に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（定時制、通信制を含む）、特別支援学校の高等部若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校をいう。
- (2) 高校生等 県内の高等学校等に現に在籍している生徒をいう。ただし、高等専門学校に在籍する生徒にあつては第1学年から第3学年まで、専修学校に在籍する生徒にあつては高等課程に限る。（なお、通信制高等学校については、県外に本校がある場合通信制高等学校の県内の分校、分キャンパスへ通学する者を含むものとする。）
- (3) 公共交通機関 西日本旅客鉄道、若桜鉄道、智頭急行、路線バス及び市営バスをいう。
- (4) 路線バス バス事業者が乗合旅客を運送するために路線を定めて定期に運行する自動車（これに類するものとして鳥取市長が特に認める自動車を含む。）をいう。
- (5) 通学費 高校生等が最も経済的かつ合理的と認められる通学経路において通学するために当該公共交通機関に支払う通学定期券等の費用の合算額をいう。
- (6) 通学定期券 自宅と高等学校等との間を継続的に往復するために公共交通機関を利用する高校生等に対して鉄道事業者又はバス事業者が1月以上の一定期間を利用単位として発行する定期乗車券をいう。

(補助対象者)

第4条 本補助金の対象者は、次に掲げる各号のいずれも満たす高校生等の保護者（親権者、未成年後見人その他当該高校生等と現に生計を一にし、又はその監護を行う者をいう。以下同じ。）であつて鳥取市に住所を有する者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生業扶助（通学のための交通費）の受給者及び特別支援教育就学奨励費で通学費の全額を支給される者を除く。

- (1) 高等学校等への通学にあたり、公共交通機関を利用し、かつ、当該公共交通機関の利用について通学定期券を使用していること。
- (2) 高等学校等の在籍期間が、補助金の交付の申請を行う日の属する年度において法令又は当該高等学校等が定める修業年限（高等専門学校にあつては、3年とする。以下この号において同

じ。)を超えていないこと。ただし、在籍期間が修業年限を超えることについてやむを得ない理由があると鳥取市長が認めるときは、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費は、通学費とする。ただし、鉄道利用にあたっては運賃のみを対象とし、特急料金は対象外とする。

2 修業年限の最終学年の3月、休学期間等通学実態がない期間は本補助金の対象としない。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、1月当たりの通学費（1月を超える定期券にあつては、購入金額を月数で除した額）から7千円を控除して得た額を月額の上限とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 本補助金の交付にかかる事業は、規則第11条の2に規定する市長が別に定める場合とし、規則第4条に規定する申請及び規則第11条に規定する請求に関する手続きを併合するものとする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、当該交付決定日になされたものとみなす。

2 対象者が本補助金の交付を受けようとする場合は、鳥取市高校生等通学費助成金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 使用済の通学定期券又は通学定期券の写し
- (2) 在学証明書又は生徒手帳等の写し
- (3) その他鳥取市長が必要と認める書類

3 前2項の規定による申請は、鳥取市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成29年鳥取市条例第1号）に基づき、電子情報処理組織を用いて行うことができる。この場合において、電子情報処理組織を用いた申請は、とっとり電子申請サービスによるものとする。

(着手届の提出)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は、要しないものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書きに規定する市長が別に定める補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出は、要しないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月26日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月14日から施行し、令和4年度の事業から適用する。